

届出事項に関する事項1

◇当病院は以下の施設基準を届出しています。 ※各施設基準に関する事項は以下のとおりです。

◇ 医師事務作業補助体制加算 に関する事項

当院は、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善として、医師事務作業補助者の外来診療補助、病棟回診同行、他職種との業務分担(初診時の予診、静脈採血、入院の説明、検査手順の説明など)に取り組んでいます。

◇ 急性期看護補助体制加算 に関する事項

当院は、看護職員の負担軽減及び処遇の改善として、看護職員と他職種との業務分担、看護補助者の配置、短時間正規雇用の看護職員の活用、妊娠・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮、夜勤負担の軽減などに取り組んでいます。

◇ 医療安全対策加算2 に関する事項

当院では医療安全部門を設置し、医療安全対策に係る取り組みの評価を行っており、相談窓口を設置しています。詳しくは地域医療連携室または看護師長へおたずねください。

◇ 感染対策向上加算2 に関する事項

当院の感染防止対策については、別紙〈院内感染対策指針〉をご参照ください。

◇ 病棟薬剤業務実施加算 に関する事項

当院では、病棟に専任の薬剤師を配置しています。
各病棟に専任の薬剤師名が掲示しておりますのでご参照ください。

◇ 入退院支援加算 に関する事項

当院では、入退院支援及び地域連携を担う部門を設置し、専従看護師1名、2階病棟に専任社会福祉士1名、3階病棟に専任看護師1名を配置しています。早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院早期より退院困難な要因を有する患者さんを抽出し退院支援を行っております。各病棟に看護師名および社会福祉士名が掲示しておりますのでご参照ください。

◇ 生活習慣病管理加算 に関する事項

令和6年6月から高血圧症、高脂血症、糖尿病のいずれかを主。患者さんには個々に応じた目標病名とする患者さんで、「特定疾患治療管理料」を算定されていた方は生活習慣病管理料へと移行します設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した療養計画書に署名いただく必要がありますのでご協力をお願いします。

患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれも対応可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

◇ 栄養サポートチーム加算 に関する事項

当院では栄養状態の悪い患者様に対して、医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師・管理栄養士などのメンバーにより、適切な栄養管理を行い、全身状態の改善に取り組んでいます。

届出事項に関する事項2

◇当病院は以下の施設基準を届出しています。 ※各施設基準に関する事項は以下のとおりです。

◇医療情報取得加算 に関する事項

当院は、オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカード(マイナ保険証)による資格確認を行っております。

- マイナ保険証のご利用について 患者様の同意のもと、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用し、より質の高い医療の提供に努めています。(公費負担医療制度をご利用の方は、各種証書のご提示は引き続き必要となります。)
- 医療DXの推進 当院は、医療DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、質の高い医療を提供できる体制の整備に取り組んでおります。
- 上記の体制整備および活用により、厚生労働省の定めに従い「医療情報取得加算」を算定しております。ご不明な点がございましたら、受付窓口までお声かけください。

後発医薬品使用体制加算 に関する事項

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進に積極的に取り組んでいます。
•医薬品の供給が不足した場合には、治療計画等を見直し適切な対応ができる体制を整備しています。また、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。その際には十分な説明を行います。後発医薬品の使用について、ご理解とご協力をお願いいたします。
ご不明な点がございましたら、医師または薬剤師にご相談ください。

•後発医薬品とは
後発医薬品は、先発医薬品と有効成分、効能・効果が同等であり、国が厳格な審査の上で承認しているお薬です。

◇外来腫瘍化学療法診療料1 に関する事項

- 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等24時間対応できる連絡体制が整備されております。
- 急変時等の緊急時に当該患者様が入院できる体制が確保されております。
- 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しております。

◇連携充実加算(外来腫瘍化学療法診療料)

他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する紹介や患者さんの状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制をと整備しています。

◇一般名処方加算 に関する事項

- 当院では、後発医薬品の使用促進と医薬品の安定供給を図る観点から、処方箋に特定の医薬品名ではなく、有効成分の名称(一般名)を記載する「一般名処方」を行う場合があります。
- 一般名処方とは 処方箋に「〇〇錠(□□)」「(□□が一般名)のように記載することで、患者様が薬局で先発医薬品か後発医薬品かを選択しやすくなります。
- 利点は以下の通りです。
 - 患者様ご自身が、薬局で薬剤師と相談の上、お薬(後発医薬品等)を選択できます。
 - 医薬品の供給が不安定になった場合でも、有効成分が同じ別のお薬を入手しやすくなります。
- 加算について 一般名処方を行うにあたり、厚生労働省の定めに従い「一般名処方加算」を算定しております。処方されるお薬についてご不明な点がございましたら、医師または薬剤師にお気軽にご相談ください。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者さんの自己負担となります。選定療養は、保険給付ではないため消費税が別途かかります

届出事項に関する事項3

◇当病院は以下の施設基準を届出しています。 ※各施設基準に関する事項は以下のとおりです。

◇医療DX推進整備体制加算 に関する事項

当院では、医療DX推進体制について以下の通り対応を行っております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診察室において閲覧または活用できる体制を有しております。
- ・電子カルテ「情報共有サービス」を「活用できる体制に」については今後導入予定です。
- ・マイナンバーカードの健康保険利用の使用において、ポスター掲示・声かけを行っております。

◇屋内禁煙及び敷地内禁煙 に関する事項

基本診療料の施設基準及び健康増進法に基づき、院内及び敷地内禁煙となります。

指定医療機関

- ・健康保険法による保険医療機関
- ・国民健康保険法による保険医療機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・結核予防法指定医療機関
- ・労働者災害補償保険法指定医療機関
- ・地方公務員災害補償法指定医療機関
- ・原爆医療法指定医療機関
- ・母子保健法指定医療機関
- ・身体障害者福祉法指定医療機関
- ・難病指定医療機関
- ・障害自立支援指定医療機関
(精神通院医療・更生医療・育成医療)
- ・救急医療告示病院
- ・救急医療二次輪番病院

届出事項に関する事項4

◇ 病院勤務医の負担軽減及び処遇の改善計画

・当院では、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善として、下記の取組を行っています。

【医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担】

取組事項	取組内容
初診時の予診の実施	受付にて記載頂いた問診を元に看護師がトリアージを行います。
静脈採血等の実施	入院・外来共に看護師が行います。
入院の説明の実施	病棟事務員が行います。
検査手順の説明の実施	内容により看護師・臨床検査技師・放射線技師・医師事務作業補助者による説明を行います。
服薬指導	病棟配置薬剤師が行います。
診断書等文書作成業務	医師からの指示により医師事務作業補助者が行います。
診察・検査予約業務	医師からの指示により医師事務作業補助者が行います。
診療録の記録支援	医師からの指示により医師事務作業補助者が行います。
学会等データ作成支援	医師からの指示により医師事務作業補助者が行います。

【病院勤務医の勤務体制等に係る取組】

取組事項	取組内容
連続当直を行わない勤務体制の実施	連続当直を行わない勤務計画を策定します。
前日終業時刻と翌日始業時刻間の一定時間の休息確保	休息時間確保のため時間外勤務の削減を目指し、継続して職員確保に努めます。
予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	手術日程に配慮した勤務計画を策定します。
当直翌日の業務内容に対する配慮	翌日の業務軽減を目指し休息時間の確保に努めます。

◇ 看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画

・当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善として、下記の取組を行っています。

【多職種との連携】

協力部署	取組内容
リハビリテーション科	リハビリ時の患者送迎、トイレ動作練習などのADL練習を日常生活の中で行う。入院患者の体重測定の実施。
検査科	移動困難な検査をベッドサイドで実施。一部検体採取の実施(鼻腔咽頭検体採取)。検査時の送迎。採血準備。
放射線科	検査準備・介助(造影剤準備)。撮影時の送迎。
栄養科	患者の状態に合わせた食事形態や流動食の種類量の提案。配膳や下膳の補助。
薬剤科	処方箋管理、医師との連携、配薬カート内薬剤セッティング、持参薬の確認及び管理、配置薬剤の定期チェック
診療情報管理担当	カルテ整合性の確認
医事課	カルテ整合性の確認・管理、入院時の費用に関する説明、面会制限中の持参荷物一時預かり
地域連携	ベッドコントロール、各種問い合わせ窓口、退院に向けた相談業務、退院調整に資する業務、他医療機関との連絡調整
看護補助者	食事・排泄・入浴の介助。機器の洗浄。環境整備。
クラーク	入院時の事務的な説明

【勤務環境・処遇改善に係る取組】

取組事項	取組内容
妊婦・子育て中の職員への配慮	保育室の運用、夜勤免除・削減、時短勤務・育児休暇延長制度、子の看護休暇、配置転換
配慮した勤務表の作成	原則夜勤明け翌日の休暇、連続勤務5日迄、ガイドラインに準じた勤務体制 遅番早番勤務配置による繁忙時間帯の業務分担配慮、業務に必要な研修・院外活動の勤務扱い
多様な勤務形態採用	時短勤務・フレックス導入、学生時間勤務
看護職員の適正配置	法令人数配置より余剰を持って配置、看護職員募集・採用活動
メンタルサポート	院内ハラスメント窓口設置、対策・指導、管理者勉強会実施、アンケート実施